

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷二十二第

行發日一月五年五十正大

論叢

交通稅及消費稅けるに於ける重複課稅……………法學博士 神戶 正雄

支那けるに於ける鴉片問題の起因を論ず……………文學博士 矢野 仁一

チアアルス・ホールの文明論……………教授 堀 經夫

租稅收入の季節的變動……………法學士 沙見 三郎

說苑

勞農露國けるに於ける金融制度の復活……………經濟學士 谷口 吉彦

妙心寺派教團の共濟制度……………經濟學士 中川與之助

雜錄

藩札の濫發と農民の疲弊……………經濟學士 黒 正 巖

獨逸に於ける犯罪統計……………經濟學士 岡崎 文規

エツヂウアース教授逝く……………經濟學士 蜷川 虎三

法令

地租條令中改正、所得稅法中改正、

獨逸に於ける犯罪統計

岡崎 文規

最近に入手した *Wirtschaft und Statistik* (27. Februar 1926) *Die Kriminalität im Deutschen Reich* なる記事が掲げられてゐる。戦争なるものが犯罪の上に如何なる影響を與ふるかと云ふ事を研究するには、又と得難い材料であるかも、茲に其大要を紹介する。

今度、獨逸帝國統計書の第三百二十卷として *Kriminalstatistik für das Jahr 1925* が刊行せられたが、それには、裁判上、判決を下された一切の犯罪を記載してゐる。次に引用せる數字は、獨逸帝國の法律に對する犯罪數並に輕罪數を示したもので、この中には軍隊の刑法に對する犯罪並に開戰當時及び戰時中に公布せる法令に對する違反の類は除外されてゐる。

| 年 | 次總數 | 人口十萬に對して (犯罪率) | 年 | 次總數 | 人口十萬に對して (犯罪率) |
|------|-------|----------------|------|-------|----------------|
| 一八八二 | 三九、六六 | 1.05 | 一九一〇 | 四四、四六 | 1.21 |
| 一八八五 | 三三、〇八 | 1.03 | 一九一三 | 五三、四〇 | 1.27 |
| 一八九〇 | 三二、四〇 | 1.03 | 一九一五 | 六二、六五 | 1.35 |

一八九五 盟四、三二 一、九〇 一九一三 五、六五 一、二五
 一九〇〇 盟六、八元 一、九一 一九一四 盟三、八六
 一九〇五 盟三、三六 一、三三 一九一五 二、九六
 一九〇六 盟三、七七 一、五三 一九一六 二、九六
 一九〇七 盟三、七三 一、三三 一九一七 三、六六
 一九〇八 盟六、四〇 一、二九 一九二一 三、一〇
 一九〇九 盟四、八三 一、三九 一九二三 八、三三

獨逸の犯罪曲線は、獨逸犯罪統計が始めて調査刊行せられた一八八二年以來、一九〇六年まで、上昇の傾向を示してゐる。一九〇七年以後に於ては一般に良好な經濟状態に伴うて、再び下降の傾向を取り一九一三年に於ける犯罪率は一、一七五に減じてゐる。戦時中は、犯罪絶對數が著しく減少したが、これは、犯罪可能年齢の男子は大部分、軍務に従事してゐて、一般人に對する刑事裁判權が及ばないし並に日常生活に於ける多數の犯罪に出合ふ事がなかつたからである。その爲に戦時中に發生せる犯罪は戦前のものと比較する事が出來ないのである。一九一四年乃至一九一七年には犯罪可能年齢に達してゐる國民の數が明らかなでないから、戦前に於ける

雜 錄 獨逸に於ける犯罪統計

るが如き犯罪率を算出する事も出來ないのである。それで戦時中の犯罪と戦前の犯罪とを比較するために、信頼して使用し得るものとして、女子の犯罪率がある。(犯罪能力ある女子十萬に對する犯罪率は次のやうである。)

一九〇〇……三五七 一九一四……三一〇
 一九〇五……三七〇 一九一五……四五九
 一九一〇……三六九 一九一六……四四六
 一九一三……三五七 一九一七……五一五

これに依ると、女子の犯罪は、戦時中、著しく増加してゐるが、これは、女子が男子の職業にも關係するやうになつた事と、それから經濟的困窮に陥つた事に原因してゐるものである。戦後、内政革命が一九二一の犯罪數を六五一、〇〇〇まで、そして、犯罪率を一、〇七八まで高めたのである。爲替相場の暴落、經濟状態及び生活状態の混亂、及びそれから起る一般的困窮は、一九二三年に於ける犯罪數を實に八二三、九〇二に増加させ、犯罪率は一、三三八に昇つたのである。

第二十二卷 (第五號 一五一) 八五九

次に、戦前と戦後に於ける犯罪總數、犯罪種類別に依る犯罪割合、犯罪率、男子のみの犯罪數、少年犯罪數及び前科者の數等を掲げる。しかしこゝに掲げられてゐる犯罪人數は實際の犯罪數と完全に一致してゐない事に注意しなければならぬ。獨逸の犯罪統計では、一回判決を

受けたもの、數回判決を受けたものも、同一人である以上一つと計上されてゐる。しかも同一人が同時に數個の犯罪を犯す場合には、其の重きに從つて處罰されるから、この場合輕き方の犯罪行爲は統計に現はれて來たのである。

判決を受けたる人員

受刑者の内譯

| 犯罪種別 | 一九三三 | | 一九三二 | | 一九三三 | | 一九三二 | | 一九三三 | | 一九三二 | |
|----------------|---------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|----------------|------|-------|
| | 總數 | 百分比 | 總數 | 百分比 | 總數 | 百分比 | 總數 | 百分比 | 男子 | 十二歳以上 十八歳以下 | 前科者 | 一九三三 |
| 犯罪一般 | 52,655 | 100 | 52,552 | 100 | 1,356 | 2.6 | 1,356 | 2.6 | 1,356 | 12 | 1 | 1,356 |
| 國事、公安宗敎に關する | 100,753 | 0.19 | 30,077 | 0.057 | 180 | 0.0003 | 180 | 0.0003 | 180 | 0 | 0 | 180 |
| 人に關する | 32,299 | 0.61 | 32,299 | 0.061 | 1,214 | 0.0023 | 1,214 | 0.0023 | 1,214 | 12 | 1 | 1,214 |
| 財産に關する | 32,630 | 0.62 | 59,833 | 0.114 | 1,214 | 0.0023 | 1,214 | 0.0023 | 1,214 | 12 | 1 | 1,214 |
| 官廳に於ける官吏に對する強迫 | 1,022 | 0.002 | 3,006 | 0.0057 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内輪紛擾 | 18,877 | 0.36 | 18,877 | 0.036 | 1,214 | 0.0023 | 1,214 | 0.0023 | 1,214 | 12 | 1 | 1,214 |
| 留置場破壊 | 3,677 | 0.007 | 1,977 | 0.0037 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 契約義務不履行 | 1,263 | 0.002 | 868 | 0.0016 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 姦通強姦 | 5,555 | 0.01 | 3,678 | 0.007 | 1,214 | 0.0023 | 1,214 | 0.0023 | 1,214 | 12 | 1 | 1,214 |
| 侮辱 | 16,003 | 0.03 | 16,003 | 0.03 | 1,214 | 0.0023 | 1,214 | 0.0023 | 1,214 | 12 | 1 | 1,214 |
| 殺害 | 5,277 | 0.01 | 5,277 | 0.01 | 1,214 | 0.0023 | 1,214 | 0.0023 | 1,214 | 12 | 1 | 1,214 |

| | | | | | | | | | |
|-------|---------|-----|-----------|----------|-----|---------|-------|------|---------|
| 墮胎 | 一、五八〇・三 | 三 | 四四八 | 三、七七〇・九 | 六 | 三、六一一・七 | 101 | 二、八 | 三、四二一・四 |
| 微傷 | 三、三三〇 | 四〇 | 二、九八八 | 二、三二一・四 | 一八 | 一、九七八・八 | 九、四九 | 三、四 | 九、八四三・三 |
| 重傷 | 六、九八〇 | 一六三 | 一、九一五 | 二、四九一・一 | 三〇 | 一、八〇四・三 | 三、六五四 | 二、三三 | 四、〇〇七・七 |
| 強迫、恐嚇 | 三、〇三七 | 二二 | 九、九七一 | 七、六九〇・九 | 三二 | 二、七五七・七 | 三、七 | 一九 | 六、九九一・〇 |
| 窃盗 | 二、四七七 | 二〇 | 二、四〇五・九 | 三、七〇五・五 | 七〇 | 三、三三三・九 | 六、六六 | 三、四四 | 三、〇一八・五 |
| 横領 | 三、四三〇 | 五四 | 三、三九五 | 三、三〇一・四 | 七〇 | 三、五三〇・〇 | 三、七五 | 三、七 | 三、七五 |
| 強盗 | 七、五三〇 | 〇二 | 二、一七九 | 九、九一〇・一 | 二 | 七、三三 | 三、三 | 八 | 四、四 |
| 騒動 | 一〇、〇七三 | 一八 | 三、四二〇・五 | 六、一五四・〇 | 八〇 | 七、五三三・五 | 一、四三 | 四、三 | 四、六六 |
| 詐欺 | 二、五三七 | 五三 | 三、四〇七・八 | 三、四四三・三 | 五九 | 三、三二九・二 | 二、八八 | 一、七一 | 一、四四 |
| 公文書偽造 | 八、四九一 | 一五 | 一、一〇、一〇、一 | 八、六九一・一 | 一 | 七、〇三 | 七、三五 | 九 | 八、一五 |
| 賭博富籤 | 四、四二〇 | 八 | 三、四二一 | 三、六三七・三 | 三三 | 四、〇五 | 三、九〇 | 七 | 二、六二 |
| 財物破損 | 一、七六六 | 三五 | 七、九八七 | 一〇、五三一・三 | 一七 | 一、五五四 | 一、〇九 | 一、五七 | 一、八五 |
| 放火 | 一、〇一 | 一 | 三、三 | 一、四〇一・〇 | 一〇〇 | 二、六 | 二、三 | 四 | 三、〇 |

一九二三年、獨逸に於ては、法律に對する犯罪並に輕罪（軍隊の刑法に對する犯罪並に輕罪及び開戰當時並に戰時中に公布せる法令に對する違反を除いて）のために總數九六八、八八三八が告訴せられ、其中で八二三、九〇二人即ち八五%が有罪の判決を與へられた。一九一三年には、六九六、七七五人が告訴せられ、五六一、八〇五人即ち八〇、六%が有罪の判決を與へられた。一九二一年に比較して、告訴された者の數

は約一七一、三三三人即ち二一、五%を増加し、判決を與へられた者は約一七二、七五六人即ち二六、五%増加してゐる。一九一三年と比較すれば、戰爭に依る人命の損失と領土讓渡のために人口は著しく減少したに拘らず、犯罪率は一、一七五から一、三三八に上つてゐる。

總犯罪人中、大部分は男子である。（一九二三年は八三、六%、一九一三年には八四、三%を示してゐる）、女子の犯罪は、男子のそれに比較す

れば、戦前、戦後共に、其の約六分の一に過ぎないのである。男子の犯罪率は一九一三年には二、〇三二であつたが、一九二三年には二、三二四に上り、女子の犯罪率は三五七から四二三に上つてゐる。満十二歳以上十八歳以下の年少犯罪率(犯罪總數に對する)は一九一三年には九・六%であつたものが一九二三年には一〇・四%となつてゐる。こゝで注意せなければならぬ事は、年少者刑法が一九二三年七月一日より効力を生じ、犯罪能力を有する最低年齢が満十四歳となつた事である。

戦前、犯罪者總數に對する前科者の割合は、絶えず増加を示し、一九一三年には殆んど五〇%に達したのであるが、戦後は約二〇%に降つたのである。(一九二二年には一八・六%であり、一九二三年には二一・七%である)。前科者の犯罪率は、一九一三年の五二七に對して、一九二三年には二九〇に降つてゐる。

一九二三年には、大人が一二四、二八二人即ち告訴せられた者の一二・八%、年少者が九、七

〇七人即ち告訴せられたもの、一・〇%が無罪で放免せられた。執行猶豫された者は、大人と年少者を合して一〇、九八六人であつた。尙ほ二、〇五三人の年少者は刑を免除せられ、四八人は上訴した。又一、六一八人は裁判所の命令に依つて感化院に收容された。

犯罪の種類は、戦前と同じく、一九二三年に於ても、財産に關する犯罪が其の大部分を占めてゐる。其の次に多いのは人に關する犯罪であるが、これは一九二三年には減少して、戦前の三八%に對して一四%に降つてゐる。犯罪中、窃盜罪は、一九一三年には約二〇%であつた者が、一九二三年には四四・六%に上つてゐる。竊盜罪の犯罪率は、二四〇(一九一三年)から五九七(一九二三年)に上つたのである。斯くの如き増加の原因を一言にして盡せば、戦後の經濟的混亂、經濟的困窮にある。財産に關する犯罪數の増加は、既に一九二〇年頃から次第に現はれて來てゐて、戦後に於ては、一九二三年まで、インフレーションの影響の下に持續したのであ

る。そして特に爲替相場の安定と共に竊盜が(約半数に)減少した事は、ベルリン市の警保局が取扱つた夜盜數(強盜を含む)に現はれてゐる。

| | | | |
|-------|-------|-------|--------|
| 一九一九年 | 三、六五七 | 一九二三年 | 二、七、六六 |
| 一九二〇年 | 三、九八一 | 一九二四年 | 二、四、六三 |
| 一九二一年 | 四、八六二 | 一九二五年 | 三、一、〇〇 |
| 一九二二年 | 三、二五五 | | |

財物隠匿罪の割合は、一九二三年には、一・八%であつたが、一九二三年には、八・〇%に上り、其の犯罪率は二一から一〇八に増加してゐる。賭博に關する犯罪も著しく増加し、其の犯罪率は一九一三年の九に對して、一九二三年には、二三に達してゐる。上に述べた諸犯罪とは反對に、其の他の犯罪に在つては、犯罪數との其の割合は、減少を示してゐるのである。二三の例を挙げると、侮辱、惡意の誹謗、惡口等に關する犯罪で判決を與へられたものは、一九一三年には、一〇・九%であつたが、一九一三年には六・五%に減少してゐる。それ等の犯罪率も

一二八から八七に減少してゐる。内輪紛擾に關する判決は一九一三年には、三・七%であつたが、一九二三年には、一・〇%に減少してゐる。其の犯罪率は一九一三年が四九で、一九二三年は一三と言ふ事になつてゐる。微傷害罪は、一九一三年には四・〇%であつたものが、一九二三年には一・四%に降つてゐる。又重傷害罪は、一六・二%から三・〇%に減少してゐる。この兩傷害罪の犯罪率は、前者に在つては、四七より一八に減少し、後者に在つては一九〇より四一に減少してゐる。殺人並に殺害に依つて判決を下された者の割合は、一九一三年と一九二三年と同一である、しかし最も重き犯罪に依つて判決を下された前科者の犯罪率は〇・五から〇・二に減少してゐる。

最も重要な處刑數は次の如くである。

| | | | | |
|------|---|------|------|-------|
| 死 | 刑 | 一九一三 | 一九二一 | 一九二三 |
| 終身懲役 | 懲 | 九 | 一〇 | 七 |
| 有期懲役 | 懲 | 七、九七 | 九、六二 | 一〇、〇九 |

| 禁鋼 (總數) | | 一九二三年 | 一九二二年 |
|---------|-------|-------|-------|
| 三ヶ月以下 | 二四、七五 | 三〇、〇〇 | 二九、五〇 |
| 三ヶ月以上 | 一七、四六 | 一八、〇七 | 一五、九七 |
| 三ヶ月以下 | 四、二八 | 三、三三 | 三、二八 |
| 三ヶ月以上 | 一五、二〇 | 一七、七四 | 一六、二二 |
| 一ヶ月以上 | 二五、六四 | 三三、三三 | 三二、七七 |
| 金 | 二五、六四 | 三三、三三 | 三二、七七 |

死刑の數は、一九二三年には七七で、一九二一年に比較すると約半分であるが、一九一三年よりは遙かに大きいのである。傾土分讓に依つて人口は減少してゐるに拘らず懲役に處せられた者の數も、一九一三年より増加してゐる。又禁鋼の總數についても同様の事が云へる。罰金刑が著しく増加した爲めに、三ヶ月以下の輕禁鋼が減少してゐるが、若しこれがなかつたならば、禁鋼總體はもつと増加する筈である。